# 論 文

# サイバースペースにおける生徒の表現の自由

# 福岡久美子

同志社女子大学 現代社会学部・社会システム学科 准教授

# Freedom of expression of student in cyberspace

# Kumiko Fukuoka

Department of Social System Studies, Faculty of Contemporary Social Studies, Doshisha Women's College of Liberal Arts, Associate Professor

#### Abstract

Recently, the use of internet sites and social networking services has spread especially among young people. If we use them, we can exchange ideas and informations with various people. However, some students create web pages, videos, profiles, etc., which ridicule other students in order to use as the method of bullying. Cyberbullying is different from off-line bullying at various points. Therefore, it cannot be said that the policies against bullying are sufficient and suitable as policies against cyberbullying.

The purpose of this study is to analyze the judicial precedents and theories concerning restrictions on cyberbullying in the United States. The first chapter describes laws and policies against bullying and cyberbullying. The second chapter describes and analyzes the legal cases concerning the freedom of students' expressions. Finally, the third chapter analyzes constitutionality of restrictions against on-line expressions of students.

Keywords: Free Speech, First Amendment of the United States Constitution, Cyberbullying, Off-Campus, School District

#### はじめに

最近、特に若者の間で、YouTubeのようなインターネットサイト、Facebookや MySpaceのようなソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)の利用が広がっている。その場にいない離れた場所にいる人たちとも意見・情報の交換ができ、表現の範囲が拡大する。しかし、生徒がそれらに憤りをはき出したり、教師

や学校をばかにしたり、他の生徒のうわさを流したりすることも行われている。他人をあざけるようなウェブページ、ビデオ、プロフィールなどを作成して、いじめの方法としても利用できる。このようなサイバーいじめ(cyberbullying)は生徒達にとって危険である。普通のオフラインのいじめに比べてより広がりやすく、情け容赦なく冷酷で、被害者にとって逃げ道はない。サイバーいじめは学校から家、

そして、子どもからおそらく大人になっても続く。

サイバーいじめは各国で問題となっている¹¹。アメリカ合衆国においても増加しマスコミなどでその危険性が指摘され²²、ホワイトハウスのいじめ防止協議会(Conference on Bulling Prevention)でも取り上げられている³³。そのため、連邦も州も法制度を整えるなど対策に乗り出して、いじめを防止、警告、処罰する動きが見られ、オバマ大統領もこの動きを支持している⁴³。このような動きの中、学校管理者はかつてない新たな問題に直面している。学校は生徒のいつどこにおける行為を規制することが許されるのであろうか。校外において発せられたオンライン上の表現を学校が規制した場合、修正1条によって保障された生徒の表現の自由を侵害することにならないのか。

本稿は、アメリカ合衆国におけるサイバーいじめに関する法的規制や裁判例を取り上げ、特に生徒の表現の自由との関係から検討を加えることを目的とする。まず、第1章で、サイバーいじめが普通のいじめと違ってどのような特徴を有しているか確認した後、いじめの防止・救済のためにどのような法政策が講じられているかをみる。次に、第2章で、生徒の表現の自由に関する判例を取り上げる。Tinker 判決とその後の最高裁判決、電子機器を利用した生徒の表現に対する学校の規制が問題となった控訴審判決を取り上げ、若干の評釈を加える。そして、最後に、第3章では、表現の自由との関係から検討を試みることとする。

#### 第1章 サイバーいじめの特徴と対策

#### (1) 特徴

いじめがサイバー化し、いじめの場は校内から校外でのウェブに広がっている。10代の8%、中等学校生(middleschool student)の18%がサイバーいじめにあっている<sup>5)</sup>。ただ、裁判所も学校も、サイバーいじめを法的にどう扱ったらいいのかよくわからないというのが実情であろう。それは、法律も学校政策も、一般

的ないじめとサイバーいじめの違いをきちんと 把握せずに、サイバーいじめに対処しようとし ているからだと指摘されている。そして、一般 的ないじめ対策法がサイバーいじめに役立たな い理由として、以下のような差異が挙げられて いる。①サイバーいじめはオフラインのいじめ (off-line bullying) と異なり、学校内外、昼夜 を問わず、至る所で行為を行うことができる。 ②サイバーいじめはオフラインのいじめとは異 なり、行為者もその理由も不明な場合がある。 ③サイバーいじめは被害者のいないところで行 為が行われ、聴衆の数もオフラインのいじめよ り多い。④子ども達はしばしば大人よりもネッ トの技術に熟達している。生徒達は新しい技術 を身につけるが、教職員はそれを気にとめない ままである。⑤サイバーいじめはオフラインの いじめとは異なり、後々まで残り、簡単に取り 消すことはできない。サイバーいじめの影響は 一生続くかもしれない<sup>6)</sup>。

このように場所、時間、行為の態様、影響等、サイバーいじめはオフラインいじめとは様々な点で異なっている。そのため、これまでの校内におけるいじめ対策はサイバーいじめ対策としては適切とは言えず、裁判所や学校教職員は、学校が校外の表現をどのようにどの程度制限できるのかをめぐって混乱している。

# (2) いじめ対策法と政策 7)

#### ①連邦法 8)

Megan という少年がサイバーいじめが原因で自殺し、1986年に制定されたコンピューター詐欺悪用法(Computer Fraud and Abuse Act(CFAA)に基づいていじめた少年の訴訟が行われた。陪審員は有罪としたが、裁判官は道徳的には批判されるが、法律を過度に広汎に解釈することはできないとして覆した。その後、2009年、連邦議会に Megan Meier サイバー いじめ 防止法案(Megan Meier Cyberbullying Prevention Act)が出されたが、制定には至らなかった。この法案には、辛辣で度重なる敵意ある振る舞いを支持するために、

電子機器を用いて、Eメール、インスタントメッセージ、ブログ、ウェブサイト等の通信メッセージにアクセスして、威圧、脅迫、嫌がらせ、または、相当な感情の苦痛をもたらす意図をもって通信した者は罰すると規定されていた<sup>9)</sup>。しかし、連邦憲法修正1条の下、過度に広汎、不明確であってはならないと反対された。

また、学生インターネット安全法案 (Student Internet Safety Act) は、2009年6月19日に下院を通過したが、いまだ上院は通過していない。この法案は、生徒達にオンラインの適切な作法を教育し、サイバーいじめやオンライン略奪者のようなインターネットの危険から彼らを守り、子どもによるインターネットの利用に両親の関与を促すために資金の使用を認めている $^{10}$ 。

いじめ全般については、2013 年学校安全改善法(Safe Schools Improvement Act of 2013) <sup>11)</sup> を制定して反いじめ政策を強化し、それに従って、連邦通信委員会(Federal Communications Commission (FCC))と教育省(U.S. Department of Education)は学校基金を求めている。

#### ②州法

連邦同様、州にも、校外におけるサイバーいじめに対処するために、法律を改正し、学校教職員にいじめを罰する広い権限を与え、厳しい反いじめ計画に教育基金を整備する動きが見られる。ほとんどの州でいじめ対策法が制定され<sup>12)</sup>、多くの州は公立学校にいじめ対策をとるよう求めている。だが、サイバーいじめに関しては多少のばらつきが見られる。積極的な法規制に乗り出した州もあれば、既存の法律を修正する程度にとどめる州もある。特に上記のMegan事件後、サイバーいじめに関する法律を制定したり、電子機器を使用した嫌がらせを禁止する州が増えている。明文でサイバーいじめを禁じる州(アリゾナ、カンザス、マサチューセッツ、ネバダ、ニューハンプシャー、

オレゴン) <sup>13)</sup>、サイバーいじめを含む電子機器を利用した嫌がらせを禁じる州(アラバマ、アラスカ、カリフォルニア、フロディア、ジョージア、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、メリーランド、ミネソタ、ミシシッピー、ネバダ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューメキシコ、ノースキャロライナ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルベニア、ロードアイランド、サウスカリフォルニア、バージニア、ワシントン、ワイオミング) <sup>14)</sup> が存在する <sup>15)</sup>。

デラウェア州議会は、2007年、学校いじめ 防止法 (School Bullying Prevention Act) を 制定して、学校区に伝統的ないじめもサイバー いじめも規制する政策をつくるよう求めた。サ ウスカロライナ州は、2006年、学校安全法 (Safe School Climate Act) を制定し、学校区 がサイバーいじめを含めたいじめを禁止する政 策をとることを認めた。アイオワ州議会は、 2007年、すべての学校区と認可された私立学 校に、学校内、学校財産、機能、学校主催の活 動におけるハラスメントやいじめ対策を求めた が、校外におけるサイバーいじめは対象外とし た。ミネソタ州は、2007年5月に、反サイ バーいじめ政策をつくるよう求める法律を制定 した。ニュージャージー州議会は、2007年8 月に、コンピューターによる会話を利用したい じめを含めるよう学校区に求めた。オレゴン州 は反サイバーいじめ政策を作るよう学校区に求 めた。ワシントンは、2007年に州法を改正し て、いじめの概念にコンピューターを利用した いじめを含めるようにした。学校区に対して、 2008年8月までに、サイバーいじめを含めた いじめ政策を採用するよう求めた。アーカン ソー州は、2007年、コンピューターを利用し たいじめを規制するために法律を改正し、学校 区にサイバーいじめを含めたいじめ対策をする ように要求した。州法は実質的混乱については 定義しているが、校外に関してはふれていな い。2008年2月に制定されたネブラスカ州法 は、学校区に既存のいじめ政策にコンピュー

ターを利用したいじめを含めるよう求めた。この法律は校外における電子機器によるいじめには適用されない <sup>16)</sup>。

学校のモデルとして反いじめ政策を作成した 州も増えているが  $^{17)}$ 、サイバーいじめの対策 モデルまで示している州は少なく(カリフォルニア、デラウェア、フロディダ、アイオワ、オクラホマ、ネブラスカ、ニュージャージー $^{18)}$ 、ロードアイランド、サウスカリフォルニア、ワシントン等)、それらもサイバーいじめの扱い方を学校職員に十分かつ適切に示しているとは言えない。例えば、カリフォルニア教育省のいじめ防止対策モデルには、サイバーいじめもコンピューターを利用したいじめも記述されていない  $^{19)}$ 。オクラホマ  $^{20)}$  やロードアイランド  $^{21)}$  のいじめ対策指針は、サイバーいじめについてふれていない  $^{22)}$ 。

# 第2章 連邦裁判所判例

#### (1) 生徒の表現の自由に関する連邦最高裁判決

公立学校の校長、カウンセラーをはじめ教職 員達は、学校の内外にかかわらず生徒の表現を 含む行為を制限する広い裁量権を有している。 しかしながら、教職員達は、生徒の表現を規制 する無制限の裁量権を有するわけではない。こ れまで連邦最高裁判所は多くの事件において、 生徒の表現に対する合憲的な規制と違憲な規制 との境界を決定しようと努力してきた。以下 に、Tinker 判決とその後の連邦最高裁判決を 概観する。

# ①Tinker v. Des Moines Independent Community School District <sup>23)</sup>

1965年12月に、デモインにおいて成人と生徒のグループが集会を開き、祭日に黒腕章をつけ、12月16日と大晦日に断食することによって、ベトナム戦争反対と休戦支持を表明すると決定した。デモインの学校の校長達は、黒腕章をつけている生徒にはずすよう指示し、もし拒否すれば、はずすまで停学にすると決めた。15歳のJohn F. Tinker と16歳のChristopher

Eckmardt、それに John の妹でまだ 13 歳でジュニア・ハイスクール生の May Beth Tinker は、そのことを知っていたが黒腕章をつけて登校した。彼らは家に帰され、黒腕章をはずして登校するまで停学にされた。彼らは、正月が過ぎ黒腕章着用期間が終わるまで学校には行かなかった。Tinker 兄妹は父親を代理人として、処分の差止め及び損害賠償を求めて、合衆国法典 42 編 1983 条 (42 U.S.C. § 1983)に基づき訴訟を提起した。地裁は主張を認めず、学校の治安を維持するために行った学校の行為は合憲であるとした  $^{24}$ 。第 8 巡回区控訴裁判所は大法廷で審理して、控訴を棄却した $^{25}$ 。

連邦最高裁判所(Fortas 裁判官)は、次の ように判示した。修正1条は教師にも生徒に も適用される。生徒も教師も表現の自由という 憲法上の権利を校門で捨て去りはしない 26)。 学校の仕事における適切な規律の要請に重大で 実質的な干渉となる行為は規制されうる。しか し、当該事件において、学校教職員は無秩序や 混乱をもたらさない静かな消極的な表現を理由 に生徒を罰した。学校業務に重大な混乱を与え るとか、他の生徒の安全などの権利に重大な妨 害を与えるといった証拠もない。18,000人の 生徒のうちの数人だけが黒腕章を着用しただけ である。学校業務または授業が崩壊したという 兆候も見られない。教室の外で、数人の生徒が 黒腕章をしている子ども達に敵意を示したが、 学校で暴力行為もおどしもなかった。このよう に、ベトナム戦争反対を表明するのに黒腕章を したことによって、学校業務の実質的な混乱 (substantial disruption) も他の生徒の権利に 対する重大な侵害も証明されていないため、黒 腕章着用を禁止し、黒腕章をはずすのを拒否し た生徒を停学処分にするのは、生徒の表現の自 由の違憲的侵害であるとした。

その後、この Tinker 最高裁判決が生徒の表現の自由のリーディング・ケースとなる <sup>27)</sup>。 以下の 3 つの事件は、Tinker 判決を先例として Tinker 事件とは異なる要因を有する生徒の 表現規制について判断したものである。

# ②Bethel School District No.403 v. Fraser <sup>28)</sup>

授業時間内に学校後援の教育プログラムとし て行われた生徒総会における選挙演説(約600 名の多くが14歳)で、候補者の高校生が性的 比喩を使って言及した。その間、やじなどをと ばす者、演説の中でほのめかされた性的行為を 行う者、戸惑う者もいた。彼は事前に何人かの 教師に相談し、そのうち2人の教師に不適切 なので行わないように注意されていた。翌日、 教頭先生に呼び出され、演説が教育課程をひど く侵害しており、学校の「破壊行為規則」違反 であると告げられ、彼も意図的に性的比喩を 行ったと認めた。そのため、3日間の停学と卒 業演説候補者名簿からの削除処分となった。学 校区の調査でも懲戒処分の正当性は認められた が、生徒は2日で学校に復帰することを許さ れた。保護者である父親が、表現の自由の侵害 を主張して1983条(42 U.S.C.§1983)に基 づいて訴訟を提起した。

地方裁判所は、学校の処分が修正 1 条違反であること、学校の破壊行為規則は曖昧性及び広汎性ゆえに違憲無効であること、候補者名簿からの削除は修正 14 条によって保障されたデュープロセス違反であることを認めた。第9巡回区控訴裁判所も、学校区は、生徒の性的比喩が教育課程を実質的に破壊した、もしくはかなり介入したということを証明できていないため、生徒を懲戒処分にしたことにより修正 1 条の権利を侵害したと認めた 290。

連邦最高裁判所(Burger 裁判官)は次のように述べて原審を覆し、生徒の主張を認めなかった。未成年者にも修正 1 条によって表現の自由は保障されていると再確認した上で、Tinker 事件における消極的で混乱も起こさなかった政治的見解の表現と当該事件における約600人の生徒の面前での性的表現の違いを指摘した300。成人に対しては禁止することができない攻撃的な表現であっても、学校における生徒に対しては制限できる311。わいせつとは言

えない成人には制限できない性表現や 32) 下品な表現も 33)、聴衆に子どもが含まれる場合には規制できる 34)。みだらで攻撃的な表現の使用を禁止するのは公立学校の適切な機能である。当該事件において、学校区は、修正 1条の保護を受けない、攻撃的でみだらな表現や下品な表現に対して制裁を課すことが許された権限の範囲で行動した。わいせつな表現を禁止する学校の懲戒規則と教師の表現の自由についての教師の説諭は、みだらな表現によって処罰された学生に適切な警告を与えたと判示した。

## (3) Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier 35)

学校新聞の記事が学校長によって削除された ことに対して、新聞部員が修正1条の権利が 侵害されたと主張して、学校区と学校管理者を 相手に訴訟を提起した。削除されたのは、生徒 の妊娠経験の記事と離婚が生徒に与える影響を 議論した記事であった。新聞は学校のカリキュ ラムの一環として、ジャーナリズムのクラスに よって執筆、編集されたものである。学校長 は、妊娠した生徒の名前は伏せられていたが記 述から特定でき、また、性的行為や産児制限の 記事は下級生にとってはふさわしくないと考 え、妊娠の記事を否定した。また、離婚の記述 についても、父親の行為に不平を述べる生徒の 名前が掲載されており(最終的に教師が削除し た)、その生徒の両親に反論する機会、発行に 同意する機会が与えられるべきだが、年度内に 発行するには記事を変更する時間がないため、 削除するように指示した。

学校新聞編集員が、差し止めと損害賠償と検閲によって修正1条の権利が侵害されたことの宣言判決を求めて訴訟を提起した。地裁は差止めを認めず<sup>36)</sup>、修正1条違反を否定した<sup>37)</sup>。そこで、生徒は控訴し、第8巡回区控訴裁判所は次のように地裁判決を覆した<sup>38)</sup>。学生発行の学校新聞は、生徒の修正1条の分析を目的としたパブリック・フォーラムであること、検閲は地裁によって列挙された理由によっては正当化されないこと、少女は学校新聞への記載

を承認しており、学校に対して妊娠の記事に関する不法行為訴訟は提起されていない、また、 記事には両親の生活や父親の身元について何も 詳細には書かれていないことを述べた。そし て、学校側はこの検閲を正当化できないと結論 づけた。

連邦最高裁判所 (White 判事) は次のよう に述べて、原審を覆し、修正1条違反を否定 した。公立学校学生の修正1条の権利は成人 と同程度ではなく、学校環境の特殊性に照らし て適用されなければならない。政府が学校の外 で取り締まることのできない表現であっても、 学校の基本的教育方針に合わない場合には、学 校は生徒のそのような表現を制限することがで きる39)。学校新聞はパブリック・フォーラム と特徴づけられない。学校が、政策または慣行 によって、公衆または学生組織のように公衆の 一部による無差別の使用のために、学校施設を 開放する場合のみ、パブリック・フォーラムと 考えられる。もし、施設がコミュニケーション のような意図的な目的のために保たれるなら、 パブリック・フォーラムとは考えられず、学校 職員は生徒、教師達の表現に合理的な制限を課 すことができる。学校は、新聞発行はジャーナ リズムの教師の監督の下、カリキュラムの一部 であり通常の授業として行われるという方針を 保ち続けた。学生リポーターや編集者、学生全 体による無差別の使用のために新聞の紙面を開 放する意図を示したことはなかった。従って、 学校職員は新聞の内容を規制する資格を有す る40。当該事件のように、学校が生徒の表現 の普及に名前や財源の使用を拒否する基準は、 Tinker 判決のように、学校が生徒の表現を罰 するときの基準とは異なる。教育者の行為が合 理的に合法的な教育者の関心に関係する限り、 学校が後援する表現活動における生徒の表現の 形式や内容を管理しても、修正1条侵害では ない41)。学校長が、記事はプライバシー権を 不当に侵害するという理由で、妊娠の記事や離 婚の記事、新聞の同じページに掲載されるその 他の記事の削除を求めるのは、合理的な行為で

ある<sup>42)</sup>。

## (4)Morse v. Federick 43)

校外学習において、違法薬物の使用を勧める ようなことを書いた旗を展示したハイスクール 生が、それをとり除くように校長に指示された が従わなかったため、旗を没収され10日間の 停学処分にされた。そこで、生徒は、修正1条 に基づく表現の自由の侵害であると主張して、 校長と学校区に対して1983条(42 U. S.C. § 1983) に基づき訴訟を提起した。地方 裁判所は、被告のために summary judgement を認めたので44)、原告が控訴した。第9巡回 区控訴裁判所は、生徒が旗を振ったことを検閲 され罰せられたことによって、生徒の修正1条 の権利が侵害され、また、学校長には限定的免 責特権(qualified immunity)も認められない と述べて、原審を破棄差し戻した450。最高裁 判所は裁量上訴(certiorari)を認めた。

連邦最高裁判所 (Roberts 裁判官) は、次の ように判示して原審を覆した。イベントは学校 の通常時間に行われており、社会行事またはク ラス旅行として校長による懲戒処分の対象とな る。公認の社会行事やクラス旅行における生徒 の行為は学校区の規制対象となり、教師や管理 者は彼らを取り締まることができる。生徒は学 校の門のところで表現の自由を捨てない460。 しかし、「公立学校における生徒の憲法上の権 利は大人の権利と同じ広さではない」<sup>47)</sup>。生徒 の権利は「学校環境の特別な性質に照らして適 用されなければならない」<sup>48)</sup>。これらのことか ら、学校は違法な薬物の使用を奨励するような 表現を合理的に規制することができるとし、薬 物支持の旗を没収し、停学処分にしたことは修 正1条違反でないとした。

#### (2) サイバースペースにおける表現規制

裁判所は、一方で学校の規律と秩序に対する 利益、他方で生徒の表現の自由を重視するよう 強いられる。上述のような連邦最高裁判所の努 力にもかかわらず依然として、適切な規制と生 徒の表現の自由の侵害との境界の不明確さは残り、下級裁判所判決は混沌としている。特に最近、生徒の表現は電子機器を使って大幅に変化していることが大きな原因となっている。以下の4つの事件では、校外でオンラインの表現を発した生徒が、学校の懲罰の対象となるかどうか問題となった。第2巡回区と第4巡回区控訴裁判所は、表現規制は合憲で生徒の憲法上の権利を侵害しないとした。他方、第3巡回区控訴裁判所は2つの事件において、学校職員の懲罰行為は修正1条違反であるとした。この結果の不一致は部分的には事件の違いからくるものであるが、連邦最高裁判決の曖昧さによるところが大きいという指摘もある490。

## (i) 処分を合憲とした判例

# ①Doninger v. Niehoff 50)

Avery Doninger は、コネティカットの公立 LMHS ハイスクール生で、学生自治会年少ク ラス長である。生徒会員達は Jamfest という コンサートを計画した。新しい講堂のオープン が遅れているため、コンサートも2回延期し て、4月28日に設定された。ところが、音響 と照明の監督者である教師がその日に参加でき ないため、学生達は学校に技術者を雇ってくれ るよう要求した。しかし、4月24日に学校側 から、イベントの日程または場所を変更するよ うに言われた。学生達は学校側のこの回答を聞 いてがっかりした。というのは、日程を変更し ようにもこの学年度に開くことのできる日がほ とんどないため、いくつかのバンドは参加不可 能となる。また、エレキギターではなく生ギ ターを使用するため、学校のカフェテリアで行 うことは受け入れられないからである。

4人の生徒が学校のパソコン室に集まり、battle-of-the-bandsのイベントを再計画するように、校長 Karissa Niehoff や学校区の管理者 Paula Schwartz に電話しようと大勢の生徒にメールで呼びかけた。その晩、Avery は、家からブログにメッセージを載せた。表現内容は下品で学校職員を douchebags (嫌な奴)と呼び、

piss off more(不満をもらせ)と訴えた。そのため、校長達はさらに Jamfest を求める電話とメールを受け取った。その後、校長は、生徒会役員と会合をもち、6月8日に Jamfest を行うと決め、学校新聞に掲載し、メールを受け取った生徒にも知らせた。5月7日、Averyは上級クラス長の推薦をもらうために校長室に来た。しかし、校長は、Averyのブログのコピーを出して推薦を断わり、上級クラス生徒会の代表になることを禁じた。その理由は、Averyは反対を表明し、解決を図るための正しい方法をとらず、下品で不適切な情報を書き、学校秩序を乱し他人をあおったからである。推薦状がなかったため、Avery は選挙演説に参加できず、代表になれなかった。

Avery の母親 Lauren Doninger が、1983 条 (42 U.S.C. § 1983) に基づいて、娘の修正 1 条に基づく表現の自由、修正 14 条に基づくデュープロセス、平等権が侵害されたと主張して、裁判所に訴えを提起した。地方裁判所は、Doninger は、回復できない害悪など仮差止めの十分な必要性を証明できていないという理由で、仮差止めを認めなかった  $^{51}$ 。そこで、生徒の母親が控訴した。

第2巡回区控訴裁判所 (Livingston 判事) は、 Avery が校内で電子機器を使って送信したメー ルについては、修正1条の権利は学校環境の 範囲で保障されるが、明らかに攻撃的な表現は 禁止されるため 52)、本件で問題となっている 下品で粗野な表現は規制されうる。また、 Avery のブログは校外において作られたもので あるが、学校秩序に相当な破壊の危険をもたら すことは予想されると判断した<sup>53)</sup>。Avery の あおり行為は明らかに攻撃的なだけでなく、論 争を解決する努力を破壊するものである。それ に、Avery の表現によって、Jamfest が中止に なるという最悪の間違ったうわさが流布した。 確かに、カリキュラム外の学校活動に参加する ことは重要である。しかし、Averyの行為は Jamfest 論争を解決する試みを破壊するだけで なく、LMHSの生徒会の正しい運営の障害と

なり、生徒会が発展させようとしている価値を 妨げるものである。よって、Averyの表現を規 制しても修正1条違反とはならないと判示し た。

# ②Kowalski v. Berkeley County Schools 54)

12年生のハイスクール生 Kara Kowalski が、 約 100 人を MvSpace というウェブページに招 待した。MvSpace は登録者がテキストやコメ ント、写真などを提示し、それに相互作用的に こたえることができる。約24人の生徒が参加 していた。そのS.A.S.H. というウェブページ において同級生 Shav が嘲笑の的にされたた め、Shav が学校に訴えた。校長は教育委員会 と相談の上、調査し、その結果、Kowalski は 「嫌がらせ、いじめ、おどし」に対する学校政 策に違反して、悪意に満ちたウェブサイト (hate website) をつくったと判断した。そこ で、Kowalski を 10 日間停学処分に、90 日間、 学校のイベントなどの社会活動参加を禁じた。 Kowalskiは、懲罰を受けた後、同級生から社 会的に孤立し、教職員から冷たい取り扱いを受 けたため、意気消沈し、心療治療を受けるよう になった。その後、Kowalski の父親が嘆願し て、停学期間が5日間に縮められた。

Kowalski は学校区と学校職員に対して、懲 戒は修正1条に基づく表現の自由と修正14条 に基づくデュープロセス違反であると主張し て、1983条訴訟を提起した。原告は、表現は 学校関連活動中に行われたものではなく、私的 な校外の表現であるから、学校区は表現規制を 正当化することはできないと主張した。地方裁 判所は被告のために summary judgement を 認め、当該ウェブページが、他人をして破壊的 で敵対的な行為に熱中するように仕向ける目的 でつくられたので、学校職員は Kowalski を罰 する権限を有するとした。また、デュープロセ スの主張については、校外の行為で処罰される と事前に告げられていたこと、停学の前に意見 を言う機会を与えられていたことから否定され た。そこで、学生が控訴した。

第4巡回区控訴裁判所(Niemever 判事)は、 次のように判示した。Kowalski がウェブペー ジを作成し掲示したが、その表現は実質的な混 乱をもたらし他人の権利を侵害し、学校の業務 や規律を妨げるため、被告はそれを制限するこ とができる。そして、そのような表現を理由に 生徒を懲戒処分にしても、修正1条に基づく 表現の自由を侵害することにはならない。ま た、事前に生徒ハンドブックを渡しており、そ こには、いやがらせ、いじめ、おどし規制につ いても掲載されている。それに、10日間の停 学処分決定前に、部屋に呼んでいやがらせとい じめの件を伝えた。よって、事前に告知聴聞の 機会を与えられなかったという原告の主張を否 定し、デュープロセスの権利も侵害してはいな いとした。最後に、精神的苦痛の訴えについて は、被告の行為は Kowalski の安全を危険にさ らす、あるいはそのおそれを示すものではない ため、被告の行為は「極端で極悪な」ものでは ないとした<sup>55)</sup>。

#### (ii) 処分を違憲とした判例

## ①Layshock v. Hermitage School District <sup>56)</sup>

17歳のハイスクール生 Justin Layshock が、 学校の時間外に祖母の家で祖母のコンピュー ターを使って、学校のホームページから校長の 写真をコピーし、一般的な社会的ウェブサイト MvSpace に校長の「パロディ・プロフィール」 をのせた。プロフィールをつくるために設けら れたさまざまなひな形の質問、好きな靴、弱 点、怖いもの、就寝時間などに虚偽の回答をし た。例えば、誕生日は飲み過ぎて覚えていな い、大きな売春婦と呼ばれているといった感じ である。他に3人の生徒が MySplace に校長 のプロフィールを掲示し、それらはさらに下品 で攻撃的であった。校長もプロフィールを発見 し、これらすべての記述は堕落的で下品で反道 徳的で衝撃的であり、危害を及ぼさないが、い やがらせ、中傷、名誉毀損だと主張した。 Justin はスペイン語の時間にコンピュータを 使って MySpace に再びアクセスし、他のクラ

スメートに見せた。Justin は翌日、うわさに よれば削除するために、学校で再びアクセスし た。学校区は次の週に調査するまでアクセスに 気がつかなかった。教師はコンピュータの授業 中に気がついて注意し、6日間コンピューター の使用を制限した。学校区の調査によって、何 人の学生が MySpace にアクセスしたか判明し たが、校長のプロフィールにアクセスしたのは 何人か、MySpace にアクセスしたときに校長 のプロフィールを見たかどうかについてはわか らなかった。学校区の職員は、Justin がプロ フィールをつくったと知り、Justin も自分が つくったと認めた。その後、Justin は校長に 謝罪した。Justin の両親はJustin と話し合い、 家のコンピューターの使用を禁止した。学校区 は非公式に Justin と両親を呼び出し、Justin が Hermitage 学校区規律法に違反したと述べ た。10日間の停学処分に加えて、2005年から 2006年の学校年度の残りの期間、ハイスクー ルの ACE プログラム (代案の教育プログラム) におかれ、課外活動の禁止、卒業パーティへの 参加禁止処分とした。Justin はプロフィール 作成に関わった中でただ一人謝罪したにもかか わらず、Justin だけがこの件で罰せられた。

Justin の両親は、学校区、校長達に対して、Justin に対する懲罰は修正 1 条違反であること、学校区の政策や規則は、過度に広汎、曖昧故に違憲であること、修正 14 条に基づく親の養育権の侵害を主張して、1983 条訴訟を提起した。地裁は、仮差し止めの訴えを認めなかったが 577、原告のために summary judgment を認めた。

第3巡回区控訴裁判所(McKee 判事)は、次のように学校はJustin の権利を侵害したと判示した。学校はFraser 判決 $^{58)}$  を持ち出してJustin の処罰を正当化している $^{59)}$ 。学校はプロフィールの作成が実質的な混乱をもたらすから(Tinker 判決)ではなく、プロフィールを作成したという事実に基づいて処罰した $^{60)}$ 。また、Fraser 判決は学校区が校外での表現行為を理由に処罰することを許したのではなく、

学校の予想できる実質的な混乱という事実がなければ、処罰を正当化することはできない。学校におけるのと同程度に家庭での行為も制限できるとするならば危険である<sup>61)</sup>。オンラインであるか否かにかかわらず、原則、校外の表現には適用されないため、学校区の行為は修正1条によって許されない。すなわち、当該事件において、祖母の家で祖母のコンピューターを使った行為の処罰を許したという、Justinの表現行為に対する学校区の対応は、修正1条に基づく表現の自由の侵害であるとした。

## ②J.S. v. Blue Mountain School District <sup>62)</sup>

J.S. は K.L. 達 Blue Mountain Middle School の8年生の同級生と、J.S. の自宅で J.S. の両親のパソコンを使って、学校長 McGoningle の偽のプロフィールを MySpace に作成した。プロフィールには氏名、学校、場 所は架空のものを記載したが、写真は学校区の サイトから McGoningle の写真を貼り付けた。 両性愛者 Alabama 学校長 M-Hoe として、無 意味で幼稚なユーモアから不作法な内容と下品 な言葉で、校長や彼の家族に対する冒涜や個人 攻撃まで書き込んだ。最初は、このプロフィー ルは URL を知っている者、および MySpace で検索をした者なら誰でも見ることができた が、その後、private と設定して J.S. と K.L. と 約22人の生徒達のみアクセス可能とした。学 校区は MySpace へのアクセスを制限し、誰も 学校から見ることができなくなった。

校長は某生徒からこのプロフィールの存在と作成したのが J.S. であると聞いた。校長は MySpace にどのパソコンで作成されたか問い合わせたが、MySpace は裁判所の令状無しに教えることを拒否した。校長は、学校職員に対する偽の批判とコンピューター使用の著作権違反のため、プロフィールの作成は 4 レベルの学則違反に当たると決定した。J.S. は、はじめはプロフィール作成を否定していたが、やがて認め、J.S. と母親 Mrs. Snyder は校長に謝罪した。校長は MySpace にプロフィールの削除

を要請し、削除された。また、J.S. と K.L. を 10 日間の停学処分に処した。母親が学校区長 に異議申立をしたが、認められなかった。校長 は刑事告発も検討したが取りやめ、そのかわり 警察に生徒と母親を正式に呼び出し注意するように頼んだ。学校区は、プロフィールが学校を 失墜したと断定した。J.S. と両親は学校区、長官、校長を相手に訴訟を提起した。訴訟上の合意により、長官と校長に対する訴えは取り下げられ、学校区に対する訴えのみ残った。

地方裁判所は、学校区のsummary judgment を認めた<sup>63)</sup>。いかなる「実質的かつ 重大な混乱」も存在しないため、Tinker 判決 の範疇外である。そのかわり、Tinker 事件で 問題となった政治的表現と「下品で攻撃的な」 表現との違いを述べ、Fraser 判決<sup>64)</sup>、 Frederick 判決 <sup>65)</sup> を引用して、「学校の実質的 混乱を起こさなかったけれども、キャンパスに 影響する下品で違法な表現しであり、学校は原 告の権利を侵害しないとした。両親は控訴した が、控訴裁判所は、生徒の校外における表現は 実質的混乱基準の対象となる、停学処分は生徒 の表現の自由を侵害しない、停学は両親の子ど もを養育するという基本的な権利を侵害しな い、州法は学校区に校外の行為を規律する権限 を与える、学校の規律政策は違憲なほど広汎で はない、学校の規律およびコンピューター使用 指針は違憲なほど曖昧ではないとした <sup>66)</sup>。

その後、第3巡回区控訴裁判所(Fisher 判事) は大法廷で審理を行い、この決定を取り消し、 次のように判示して、一部認容、一部破棄差戻 した<sup>67)</sup>。

これまで、連邦最高裁判所は、学校職員が生徒の表現を規制できる限界を分析してきた。学校で実質的な混乱を起こさず、学校職員が実質的な混乱を合理的に予想できなければ、学校区による処分は J.S. の修正 1 条に基づく表現の自由を侵害したことになる。言い換えれば、学校は J.S. を罰する前に、実質的な混乱が起こると話明する必要はなく、実質的な混乱が起こると考える合理的な理由があると示すことがで

きればいいとした<sup>68)</sup>。

しかし、当該事件においては実質的な混乱が 合理的に予想できるという結論を支持できな い。なぜなら、MySpace に掲載されたプロ フィールは、氏名、学校、場所によってつきと められず、あまりにも子どもっぽく無意味なた めに合理的な人であればその内容をまじめには とらないからである。「混乱の恐れと懸念では 表現の自由の権利を制限するには十分ではな い」69)。また、学校区は、校外で学校の時間外 になされた下品な言葉の使用を理由に生徒を罰 することはできない。校長の要請によって他の 生徒が印刷したコピーを学校に持ってきたが、 そのことによって、生徒の校外の表現が校内の 表現にはならない。よって、学校における実質 的な混乱も起こさず、学校職員に学校における 実質的混乱も合理的に予想させることができな い表現を理由として、J.S. を停学処分にしたた めに、彼女の修正1条に基づく表現の自由の 権利を侵害したと認めた。

控訴人の他の主張に対しては次のように判示した。子どもの養育・監督・管理という両親の権利は、学校区の停学処分とは無関係であり、両親のデュープロセス利益を侵害しない。また、校内の表現に明白に限定された学校区政策は表面的には広汎ではなく、特定の人による学校区政策の誤解も政策を広汎にはしない。学校区政策は理解できる規範の基準を示している。と、それぞれ、控訴人の主張を認めなかった。

なお、Smith 裁判官による反対意見は、Tinker 判決はキャンパス外の表現には適用されず、キャンパス外の表現は市民の表現と同程度に修正 1 条の保護を受けるとした  $^{70)}$ 。

#### (iii) 評釈

公立学校における生徒も、当然、連邦憲法修正1条による表現の自由が保障される。生徒の表現規制については、1969年のTinker連邦最高裁判決以降、少なくとも600回以上の裁判が起こった<sup>71)</sup>。Tinker判決によると、生徒の表現が他の生徒の権利を侵害する場合、もし

くは、学校の管理をいちじるしく混乱、破壊に陥れる場合には、学校は規制することができる。さらに、Tinker 判決後の一連の連邦最高裁判決により、次のような一応の基準が見られる。生徒も表現の自由が保障されるが、卑猥、暴力的な表現など、校外であれば政府によって制限されないような表現であっても、校内であれば学校によって制限されることがありうる。

しかし、連邦最高裁判所も最近のインター ネット時代の学生の表現の動向についていって いるとは言えまい。最高裁判所が Tinker 判決 を下したとき、校内 (on-campus) か校外 (offcampus)かはほとんど問題とはならなかった が、インターネットの発展によって、この境界 はかなりぼやけてしまった。Tinker 判決で示 された教育環境に重大な混乱を引き起こす表現 という基準、Fraser 判決で示された下品な表 現の禁止のためなら許されるという基準が、校 外の表現にも適用されるかどうかが最大のポイ ントとなる。しかし、下級裁判所は一貫して決 めることができずに錯綜しており、中には Tinker 最高裁判決の核心にはずれるものさえ ある。生徒のオンライン表現をめぐる控訴審判 決において、異なる審査基準、一貫性のない理 由、矛盾した結果が見られるという批判も存在 する<sup>72)</sup>。連邦最高裁判所がSnyder事件や Kowalski 事件において certiorari を否定した ため、問題はさらに深刻化している。

Doninger 事件と Kowalski 事件では、処罰は憲法違反でないと認められた。両事件のオンライン表現はどちらも校外でつくられ学校内に影響を及ぼすものであるが、以下のような点でかなり異なっている。①Doninger 事件において問題となった表現は学校管理者に対して向けられているが、Kowalski 事件においては他の生徒に関するウェブページが問題となっている。②表現を作成した動機であるが、Doninger 事件では学校当局の決定に対する抗議であり、Kowalski 事件では同級生に対する嫌がらせ、いわゆるいじめである。③各メッセージの内容は実質的に異なっている。

Kowalski は Shay がヘルペスを患っていると 書き、真偽にかかわらず信じる者もいるであろ う情報である。それに対して、Doninger は校 長達を douchbags と呼び、その言葉は確かに 下品であるが、本気にする人はまずいないであ ろう。 ④Kowalski 事件では、Tinker 判決に 従って、サイバーいじめが実質的混乱をもたら し他人の権利を侵害すると判示された。しか し、Doninger II 事件では、管理者の決定に反 対し抗議の行為を呼びかけることが、実質的混 乱を引き起こすのかについては論じられていな い。つまり、Doninger は表現を容易にするた めにブログを作成したが、学校の施設を使用せ ず、授業時間に表現することもせず、家からそ れを公表した。彼女は他の生徒の権利を侵害し ていないにもかかわらず、また、学校業務に実 質的な混乱をもたらしたかどうかについては検 討もされずに、学校の懲罰が肯定されたことに なる<sup>73)</sup>。これは Tinker 判決の核心からはずれ るものであると言えよう。

表現を理由とする処罰が憲法違反だと認められた Layshock 事件、Snyder 事件においては、校長をあざける表現が問題となっている。一種のいやがらせ、子どもの悪ふざけが高じたという感じである。決してほめられた行為ではないが、子どもではなく大人に対するものであり、実質的混乱も生じていない。また、生じると予想もできないことから、憲法違反が認められたのは妥当な判決であったと考える。

## 第3章 検討

# (1) 表現の自由との衝突 74)

学校職員は、生徒間の身体的衝突を予防し、 生徒の行動を規制する。学校区や教育委員会 は、学ぶ環境を整え、生徒を暴力から守り、学 校の平穏な活動の崩壊を防ぐために、広汎な権 限を有し、教職員は市民社会の道徳的価値を教 える義務を有する。そのため、学校職員が学校 の平穏な活動を崩壊させるような生徒の表現を 規制したり、そのような表現行為を理由に生徒 を処罰することもある。

他方、生徒には表現の自由が保障されてい る。生徒達はさまざまな表現に触れることに よって、社会的政治的に発達する。政治的見解 を述べるだけでなく、他人のメッセージに意見 を述べることも有益である。Kevishian v. Bd. of Regents において、Brennan 裁判官は「私 たちの国は、私たちすべてにとって超越的な価 値があり、修正1条に特別関係がある学問の自 由を保護するために深く関わる」75)と述べる。 インターネットは生徒が思想の自由市場にアク セスすることに貢献する。しかし、価値のない 目的のためにインターネットを利用する生徒も いる。例えば、行政や教員の決定にやみくもに 反抗する生徒もいれば、規制への不満から教師 や学校管理者をばかにしたり、学校政策にいら だちを爆発させるためだけにインターネットに 頼る者もいる。また、インターネットによって 表現や会話の方法を変更し、声を大きく強くで きるが、それをいじめに利用する者もいる。 10代の自殺の原因の多くがサイバーいじめに 関係していると指摘されている<sup>76)</sup>。サイバー いじめは、インターネットの最もひどく有害な 使用方法と言えよう。

悲劇的なサイバーいじめの増加に対して、立 法による規制が試みられてきた 77)。 学校区や 学校にサイバーいじめの取締り、防止義務を課 すという、積極的な立法も存在している 78)。 しかし、統一的な基準が存在せず、法令や規則 も漠然としており、規制対象も広汎なため、生 徒は違憲的に表現が規制される恐れがある。さ らに、生徒の表現に萎縮的効果が及ぶ恐れもあ る。表現の自由については自己実現の価値が肯 定されており、生徒は政治や社会問題などさま ざまな問題について自由に討論することによっ て、成長し自己を確立させていくのである。に もかかわらず、萎縮的効果によって、生徒が意 見や考え、信念を表現することを躊躇するよう なことになれば、修正1条が守るべき主義自 体が傷つくことになる。また、学校職員に対す る適切な指針が存在しなければ、学校は罰しう る表現を超えて違憲的に規制するかもしれない が、逆に、合法な表現ではと考え、必要かつ正 当な規制も行わない可能性もあり、被害者保護 の点でも問題がある。

生徒のオンラインの行為を規制するためには 生徒の家に入らなければいけないとしても、サ イバーいじめに介入し生徒を保護するために は、学校教職員は他の人たちより可能な立場に ある。このような介入は、学校管理者による学 校の機能の遂行と生徒の表現の自由の保障との 間に緊張をもたらす。フェイスブックやブログ のようなソーシャル・ネットワーキング・サー ビス (SNS) は生徒の表現を容易にするが、 同時に、学校教職員による生徒の校外における 表現のチェックも容易にする。そのため、学校 環境には関係するが、「学業や規律への重要な 妨害 | <sup>79)</sup> にはならない生徒のオンラインの表現 も規制される恐れがある。学校の管理者が生徒 のオンラインの表現を規制しようとするとき、 生徒・両親達の権利との衝突の可能性はより増 大する。

学校が取り締まりを強化すれば、取り締まられた生徒が、表現の自由の侵害などを主張して裁判所に訴える。逆に、いじめられた生徒が、サイバーいじめから十分保護されなかったと主張して、学校区を相手に訴訟を提起したケースもある<sup>80)</sup>。このような最近の状況によって、学校管理者はかつてない困難な問題に直面している。

# (2) 表現の自由との調整

では、生徒の表現に対する萎縮的効果を軽減し、学校職員によりよい指針を与え、下級審の判断の不一致を軽減あるいは解消するためには、どうすればいいのだろうか。電子機器を使った表現について連邦最高裁判所の明確な判決が存在しない現在、これまでの生徒の表現の自由に関する先例を解釈適用することになるが、それが下級審によって微妙に異なっていることが混乱の一原因となっている。そこで、連邦最高裁判決の解釈、適用方法、基準の統一化をはかることが必要である。

先例を解釈適用するにあたっては、表現の自 由を制限できる場合を限定的に解すべきであ る。まず、学校職員による生徒の下品で暴力的 な表現の規制を認めた Fraser 判決 81) の適用を、 校内または学校主催のイベントにおける表現に 限定すべきである。下品で野蛮な表現が学校の 基本的な教育任務をおとしめることを学校教職 員が防ぐことは、修正1条違反ではない。 Fraser 事件では、聴衆である生徒達は学校が 許可した集会に参加しているときに、下品な表 現にさらされるとは予想していなかったという 前提で、制限は憲法違反ではないという結論に 達した<sup>82)</sup>。しかしながら、MySpace または Facebook のページにアクセスする生徒達は、 学校集会の聴衆と同じ立場ではない。友達の電 子掲示板に下品な表現を見るだろうとあらかじ め予想でき、にもかかわらずアクセスしたので ある<sup>83)</sup>。

次に、Tinker 判決の再構成である。前章で 見たように、多くの控訴審判決は Tinker 判決 を引用しているが、その基準は必ずしも一致し ていないことが、結論の相違に大きく影響して いる。そのため、Tinker 判決の解釈の統一を はかるべきである。生徒の表現の自由を保障 し、でも、オンライン表現の有害な影響を考慮 に入れたうえで、校内と校外の線引きを考える べきである。事件が起こったときに、その表現 が校内か校外か、その都度、判断するから混乱 するのである。だが、電子機器を使用した表現 の場合には、校内と校外の境界自体が明確だと は言えない。例えば、ブログを自宅で作成した としても、スマートフォンを使ってスクールバ スや学校でアップデイトできる。純粋に校外に おける表現であれば、学校職員が制限すること はできず、民事法または刑事法上の責任が問え るか否かの問題となる。しかし、校外の表現で あっても、学校内に届くことを意図した表現、 または意図したかどうかに関わらず学校環境に 入った表現は、校内における表現に準じて規制 対象となるとすべきである。

そして、校内及び準校内における表現のう

ち、授業等学校の仕事に重大で実質的な破壊、 混乱をもたらす表現、また、他の生徒の権利を 侵害する表現を規制することができる。いやが らせや虐待、無視といった表現は、他の生徒の 権利を侵害する表現であるため規制対象となり うる。しかし、意見の違いによって起こる一種 の混乱は対象外である <sup>84)</sup>。特に多数者の見解 と異なる言論は、おおむね論争や混乱を起こす ものであるが、だからといって学校は徹底した 統制をなすべきではない。見解の違いによる論 争こそが、表現の自由の価値の一つとも言えよ う。

サイバーいじめに関する訴訟では、被害生徒の保護を重視して、厳格な審査基準ではなくもっと緩やかな審査基準を適用すべきという見解も存在する<sup>85)</sup>。しかし、未成年者も人権主体として表現の自由が保障されること、表現の自由の制限には厳格審査が適用されること、表現のら、目的と手段の関連性についても厳格に審査し、学校の仕事に対する重大で実質的な混乱の回避、他の生徒の権利保護といった目的を達成するために必要な規制で、かつ過度に広範であってはいけない。そして、問題となってもないけない。そして、問題となってもないけない。そして、問題となってもないけない。そして、問題となってもないけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。そして、問題となってはいけない。それを防ぐために必要な規制、妥当な処分であること等、一連の要件については学校に証明責任がある。

表現者のそのほかの憲法上の権利として、修正 14条に基づくデュープロセスについては、 事前に本人、保護者に告知し言い分を聞くことが必要である。また、修正 4条に基づく不合理な捜索・押収の禁止については、生徒の電子機器を調べるときに合理的なプロセスを経なければならない。

#### おわりに

始めに述べたように、諸外国においてサイバーいじめが社会問題化しているが、日本も例外ではない。平成24年度上半期に認知されたいじめのうち、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされた件数は6.221件、いじ

め全体における構成比は 4.3%である。この構成比は年齢層が上がるにつれて増える傾向にあり、小学生では 1726 件構成比 2%、中学生では 2390 件 5.6%、高校生では 2050 件 16.3% となっている <sup>86)</sup>。文部科学省は、「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえて取組の徹底について通知を出したが <sup>87)</sup>、いじめ全般に関するものであり特にサイバーいじめに関する記述は入っていない。

平成 25 年 6 月 28 日に制定された「いじめ防止対策推進法」には、次のようなサイバーいじめに関する規定がおかれた。「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。」(19 条 1 項)。そして、国・地方公共団体には監視関係機関の支援、対処体制整備を努力する義務を課している(2 項)。

いじめを苦にして自殺する事件も起っており、いじめの防止・救済が重要であることは誰も否定しないだろう。しかし、本文で見たように、サイバーいじめについては他のいじめとは異なる特徴、問題点があり、そのため、その対策・規制については他のいじめとまったく同じというわけにはいかない。サイバーに対するという被害者からの告訴、サイバーに対する制除要求などの手続を整備し、ネットの使い方などの教育を推進すべきである。しかし、学校に対して安易に、不明確でいきすぎた規制、処罰を認めるべきではない。サイバーいじめについて具体的な対策モデルなどをつくって、学校がどこまでの規制をなすことができるのか基準の構築が必要である。

注

- 1) 例えば、カナダ:井樋美枝子「サイバーいじめ 対応及び防止のための州法改正」外国の立法 (2013.10)。英国中部レスターシャー州の 14 歳の少女が「インターネットの交流サイト (SNS) のいじめを苦に自殺した。このサイト に広告を出すのを中止する企業が出たほか、英 国のキャメロン首相がこのサイトを利用しない よう呼びかけた。同様のいじめが原因で少女 (17) が自殺したカナダ東武ノバスコシア州で は今月、ネット上のいじめを告訴できる法律を 施行するなど、波紋が広がっている。」「ネット いじめ:英国やカナダでも深刻」毎日新聞 2013 年 8 月 17 日 http://news.goo.ne.jp/ article/mainichi/world/20130817k0000e 030174000c.html(2013 年 8 月 17 日最終閲覧)
- 2) Ingrid Newkirk, "Cyberbullying is a Dangerous and Sometiomes Deadly Game" 04/29/2013, http://www.huffington.post.com/2013/04/29//ingrid-newkirk/cyberbullying-is-a-danger\_b\_3145886.html. (last visited Aug. 13, 2013).
- 3) 2011年3月にホワイトハウスが、ネットいじ めが深刻な問題となっているという大統領の談 を 発 表 し た。Naomi Harlin Goodno, How Public Schools can Constitutionally Halt Cybebullying: A Model Cyberbullying Policy that Considers First Amendment, Due Process, and Fouth Amendment Challenges, 46 Wake Forest L. Rev. 641 FN12, (2011). な かでも、2010年秋、同性愛を理由にいじめら れた若者が相次いで自殺したことによって、 10代の同性愛者に対するいじめが問題視され、 ホワイトハウスのいじめ防止協議会 (Conference on Bullying Prevention) も対策 を審議している。Huff Post "White House Conference On Bullying Duncan, Experts Weigh In., http://www.huffington.post. com/2011/03/10/whitehous-conferenceprevention\_n\_833805.html. (last visited Aug. 13, 2013).
- Andrew Gilden, Cyberbullying and the Innocence Narrative, HARV. C. R.-C. L. L. REV. 357, 358 (2013).
- 5) Vidisha Barua Worley, Cyberbullying, 47

- No.2 CRIM. LAW BULLETIN ART7, 1 (2011). quoting, Jessica P.Meredith, Combating Cyberbulling:Emphasizing Education over Criminalization, 63 Fed. Comm. L. Rev 311 (2010).
- 6) Goodno, supra note 3, at 650-53.
- 7) Andrew Gilden, *supra* note 4, at 358. アメリカのいじめ対策法について、井樋三枝子「アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応 連邦によるアプローチと州の反いじめ法制定の動き」『外国の立法』No.233、4頁(2007)等参照。
- 8) 井樋・前掲論文注 7、4 頁「連邦制国家である アメリカでは、教育は州の専管事項とされてい る。 連 邦 教 育 省 (U.S. Department of Education) は、各州の教育行政について直接 の指示・監督を行うことはなく、教育への支援 を行うこととされ、例えば、初等中等教育に関 する援助や学術研究の振興のための補助金事業、 奨学金事業等を行っている。」
- 9) Chapter 41 of United States Code Title 18
- 10) Worley, supra note 5.
- 11) S.403, 113th Cong. (2013).
- 12) 「2011 年 12 月 1 日 ·····・全米 50 州 (···) 中、48 州で、いじめ対策法が制定された」「2011 年 12 月には、モンタナ州及びサウスダコタ州 以外のすべての州が、何らかのいじめ対策法を 有する」「モンタナ州も、···、州のいじめ対応 モデル方針を有している」井樋三枝子「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」『外国の立法』No.252、147-48 頁 (2012)。
- 13) Ariz. Rev. Stat. Ann. § 15-341 (37) (2011); Kan. Stat. Ann. 72-8256 (2009); Mass.Gen. Laws ch. 71. § 370 (2011); Nev. Rev. Stat. § 388.133 (2010); N. H. Rev. Stat. Ann. § 193-F: 4 (2011); Or. Rev. Stat. § 339.356 (2010).
- 14) Ala. Code § 16-28B-5 (2011); Alaska Stat.
  § 14. 33. 200 (2011); Cal. Educ. Code § 32282
  (West 2011); Fla. Stat. § 1006. 147 (2010);
  Ga. Code Ann. § 20-2-751.4 (2011); Idaho
  Code Ann. § 18-917A (2011); 105 Ill. Comp.
  Stat. 5/27-23.7 (2010); Ind. code § 20-33-8-0.2
  (2010); Iowa Code § 280.28 (2010); Kan. Stat.
  Ann. 72-8256 (2009); Md. Code Ann., Educ.
  § 7-424 (West 2010); Minn. Stat. § 121A.
  0695 (2010); Miss. Code. Ann. § 37-11-67

- (2010); Nev. Rev. Stat. § 388. 122 (2010); N. H. Rev. Stat. Ann. § 193-F: 4 (2011); N. J. Stat. Ann. § 18A: 37-14 (West 2011); N. M. Code R. § 6.12.7 (LexisNexis 2010); N. C. Gen. Stat. § 115C-407.15 (2010); Okl. Stat. tit. 70, § 24-100. 4 (2011); Or. Rev. Stat. § 339.3511 (2010) (Definitions); 24 Pa. Cons. Stat. § 13-1303.1-A (2010); R. I. Gen. Laws § 16-21-26 (2011); S. C. Code Ann. § 59-63-140 (2010); Va. Code Ann. § 22.1-279.6 (2011); Wash. Rev. Code § 28A.300.285 (2010); Wyo. Stat. Ann. § 21-4-314 (2011).
- 15) Goodno, supra note 3, at 654 F70, 71 (2011).
- 16) Darryn Cathryn Beckstrom, State Legislation Mandating School Cyberbullying Policies and the Potential Threat to Students' Free Speech Rights, 33 VT. L. Rev. 283, 291 (2008).
- 17) 41 の州が学校のモデルとして反いじめ政策を作成し、13 の州が敵意ある学校環境をつくる校外の行為も対象としている。U.S. Department of Education, U.S. Education Department Releases Analysis of State Bullying Laws and Policies (Dec. 6, 2011), http://www.ed.gov/news/press-releases/useducation-department-releases-analysisstate-bullying-laws-and-policies (last visited Jun. 18, 2014)
- 18) 「2011 年調査報告書ではニュージャージー州は 州が作成する学校のいじめ対策方針のためのモ デル方針においても、最も広範囲な規定を有す るとされている。」井樋・前掲論文注 11、157 頁参照。
- 19) Sample Policy for Bullying Prevention, Cal. Dep't of Educ., http://www.cde.ca.gov/Is/ss/se/samplepolicy.asp (last visited Aug. 16, 2013)
- 20) Safe Schools Guide: Selected Strategies and Resources, Okla. Dep't of Educ., http://ok.gov/ sde/sites/ok.gov.sde/files/Prev-SafeSchlGuide. pdf (last visited Aug. 16, 2013).
- 21) Guidance on Developing Required Policies on Bullying, Rhode Island Dep't of Educ., http:// ok.gov/sde/sites/ok.gov.sde/files/Prev-SafeSchlGuide.pdf (last visited Aug. 16, 2013).
- 22) Goodno, supra note 3, at 655.
- 23) 393 U.S. 503 (1969).

- 24) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 258 F. Supp. 971 (S.D.Iowa, 1966).
- 25) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 383 F.2d 988 (8th Cir. (Iowa) 1967). 第 5 巡回区控訴裁判所 は、同様の事件において、学校における適切な 規律を重大かつ実質的に妨げない限り、黒腕章 のようなものをつけることは禁止されないと判決を下した。Burnside v. Byars, 363 F.2d 744, 749 (5th Cir.1966).
- 26) "It can hardly be argued that either students or teachers shed their constitutional rights to freedom of speech or expression at the schoolhouse gate" (at 503).
- 27) 「Tinker 判決は生徒の表現の自由のリトマス試験である。」という指摘もなされている。 Thomas A. Jacobs, *Cyberbullying and the Law*, 49 Mar Ariz. Arr'y 48 (2013).
- 28) 478 U.S. 675 (1986). 拙稿「未成年者に対する有害情報受領規制の合憲性」同志社女子大学総合文化研究所紀要30巻30、32頁(2013)等参昭。
- 29) Fraser v Bethel School Dist. No. 403, 755F.2d 1356 (9th Cir., 1985).
- 30) Id., at 680-681.
- 31) Id., at 682. (quoting, New Jersey v. T.L.O., 469 U.S. 325, 340-342 (1985))
- 32) Ginsberg v. New York, 390 U.S. 629 (1968). 拙稿·前揭注 28、32 頁等参照。
- 33) FCC v. Pacifica Foundation, 438 U.S. 726 (1978).
- 34) Fraser, 755 F.2d, at 684.
- 35) 484 U.S. 260(1988).
- 36) Kuhlmeier v. Hazelwool School Dist., 596 F.Supp.1422 (E.D.Mo.,1984).
- 37) Kuhlmeier v. Hazelwool School Dist., 607 F.Supp.1450 (E.D.Mo., 1985)
- 38) Kuhlmeier v. Hazelwood School Dist., 795 F.2d 1368 (8th Cir., 1986)
- 39) Hazelwood, 484 U.S., at 266-267.
- 40) Id., at 267-270.
- 41) Id., at 270-273.
- 42) Id., at 274-276.
- 43) 551 U.S. 393 (2007).
- 44) Federick v. Morse, 2003 WL 25274689

- (D.Alaska, 2003).
- 45) Federick v. Morse, 439 F.3d 1114 (9th Cir. 2006).
- 46) Tinker, 393 U.S., at 506
- 47) Bethel School Dist. No.403 v. Fraser, 478 U.S.675, 682(1986). 拙稿·前揭注 28、32 頁 等参照。
- 48) Hazelwood, 484 U.S., at 266.
- 49) Aaron J.Hersh, Rehabilitating Tinker: A Modest Proposal to Protect Public-school Students' First Amendment Free Expression Rights in the Digital Age, 98 IOWA L. REV., 1309, 1326 (2013).
- 50) Doninger v. Niehoff (Doniger I), 514 F. Supp. 2d 199 (D.Conn. 2007), aff'd, 527 F. 3d 41 (2d Cir. 2008) (Doniger II).
- 51) 514 F.Supp.2d 199 (D.Conn. 2007).
- 52) Fraser, 478 U.S., at 682-683.
- 53) Wisniewski v. Bd. of Educ., 494 F.3d 34, 40 (2d Cir.2007), cert. denied, 552 U.S.1296 (2008).
- 54) 652 F. 3d 565, 567 (4th Cir. 2011), cert. denied, 132 S.Ct.1095 (2012).
- 55) Brown v. City of Fairmont, 221 W.Va.541, 569 (2006).
- 56) 650 F.3d 205 (3d. Cir. 2011) (en banc), cert. denied, 132 S.Ct. 1097 (2012).
- 57) Layshock v. Hermitage Sch. Dist., 412 F.Supp.2d 502, 508 (W.D.Pa.2006).
- 58) Bethel School District v. Fraser, 478 U.S.675, 682 (1986). 本稿第 2 章(1)②参照。
- 59) Layshock, 650 F.3d, at 216-217.
- 60) Id., at 219.
- 61) Id., at 216.
- 62) 650 F.3d 915 (3d Cir. 2011) (en banc), cert. denied, 132 S.Ct.1097 (2012).
- 63) 2008 WL 4279517, M.D.Pa., 2008.
- 64) Bethel School District v. Fraser, 478 U.S.675 (1986). 本稿第 2 章(1)②参照。
- 65) Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007). 本稿第2章(1)③参照。
- 66) 593 F.3d 286 (3d Cir. 2010).
- 67) 650 F.3d 915 (3d Cir. 2011) (en banc), cert. denied,132 S.Ct.1097 (2012).
- 68) Id., at 926.
- 69) Id., at 929.

- 70) Id., at 936.
- 71) Hersh, *supra* note 49, at 1311.
- 72) Id., at 1311-12.
- 73) Id., at 1333-34.
- 74) Id., at 1315-18.
- 75) 385 U.S. 589, 603 (1967).
- 76) Erik Eckholm & Katie Zezima, 6 Teenagers Are Charged After Classmate'd Suicide, N.Y. Times (Mar. 29, 2010).
- 77) 本稿第1章参照。
- 78) Matthew Fenn, A Web of Liability: Does New Cyberbullying Legislation Public Schools in a Sticky Situation?, 81 Fordham L. Rev. 2729 (2013).
- 79) Tinker, 393 U.S., at 511.
- 80) Erik Eckholm & Katie Zezima, 6 Teenagers Are Charged After Classmate'd Suicide, N.Y.Times (Mar. 29, 2010). http://www. nytimes.com/2010/03/30/us/30bully. html?pagewanted=all (last visited Feb. 16, 2014) 和解で決着がついた。
- Bethel School District No.403 v. Fraser, 478 U.S.675(1986).
- 82) Fraser, 478 U.S., at 685.
- 83) Hersh, supra note 49, at 1341

- 84) Tinker, 393 U.S., at 508
- 85) Fenn, supra note 78.
- 86) 文部科学省「いじめの問題に関する児童生徒の 実態把握並びに教育委員会及び学校の取組調査 に関わる緊急調査」(平成24年11月22日) http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/ 24/11/\_\_icsFiles/afieldfile/2012/12/ 09/1328532\_02\_1.pdf(平成26年2月18日最 終閲覧)。例えば、長谷川元洋、大嶽達哉、大 谷尚「ネットいじめの問題に対する学校の法的 権限についての検討ーネット上から部外者が生 徒間の問題に介入したと推定できる事例を通じ て-」Information Network Law Review Vol. 8(2009)86頁等参照。
- 87) 文部科学省「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組調査に関わる緊急調査』を踏まえた取組の徹底について」(平成24年11月22日) http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1328533.htm (平成26年2月24日最終閲覧)

#### 謝辞

本稿は、2013年度同志社女子大学研究助成金 (奨励研究)を用いた研究の一環として執筆さ れたものである。